令和６年７月１日

保護者の皆様へ

沖縄県立首里東高等学校長
（公印省略）

令和６年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校徴収金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

１．給付対象者　：
①生活保護（生業扶助）受給世帯
②道府県民税及び市町村民税 **所得割額が非課税**の世帯
③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

２．提出書類　：　裏面参照（リーフレット）
※申請書様式は 本校 HP または事務室にて取得お願いします。

３．提出期限　：　令和６年７月１８日（木）

４．提出先　　：　事務室

５．留意事項
(1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
(2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は７月１日現在を基準とします。
（家計急変世帯への支援については除く）

＜沖縄県外に在住の方＞

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ **首里東**高等学校 事務室
担当者　上原　TEL：098-886-1578

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

※就学支援金とは別制度です

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

○支給対象

令和６年７月１日時点で、(1)～(6)をすべて満たしている方が支給対象となります。

(1) 保護者等（親権者）全員の 令和６年度の道府県民税及び市町村民税 **所得割額**が**非課税**、
または **生活保護受給世帯**

(2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している

(3) 生徒が、高等学校等就学支援金 または 学び直し支援金 の支給期間内である

(4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない

(5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

(6) 在学中に、これまで「奨学のため給付金」を３回（定時制・通信制課程の場合は４回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）

○支給額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額（年額）
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第１子	122,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第２子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

提出書類	生活保護 生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第１子	対象生徒が 第２子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和６年度（所得）課税証明書		○	○
③生活保護受給証明書	○※1		
④扶養誓約書（様式３）			○※2
⑤債権者登録申請書	○※3	○※3	○※3
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※1 ③は証明書の発行日が７月１日以降であり、受給開始日の記載があること
※2 ④は 15 歳以上 23 歳未満（中学生を除く）の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
※3 ⑤は申請者と振込先が違う場合は 依頼書 も併せて提出

○問い合わせ先

事務室 担当者 上原 TEL：098-886-1578

提出期限： ７月１８日（木）